

水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（公共）

【49,600百万円】

対策のポイント

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、平場・中山間地域などにおける排水改良等による水田の畑地化・汎用化、区画拡大や畑地かんがい施設の整備による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、生産基盤の整備を通じた我が国農業の競争力強化に加え、高収益作物への転換など攻めの農政を加速化することが重要です。
- ・このため、高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、平場・中山間地域などにおける排水改良等による水田の畑地化・汎用化、区画拡大や畑地かんがい施設の整備による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進することが必要です。

政策目標

- 作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物※の割合がおおむね8割以上となること
- 作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ高収益作物に係る生産額がおおむね50%以上増加すること

※ 高収益作物とは、野菜生産出荷安定法に基づく野菜指定産地において栽培される指定野菜や、果樹農業振興特別措置法に基づく果樹農業振興計画に位置づけられた果樹等。

<主な内容>

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、水田の排水改良や、畑地・樹園地の区画拡大・畑地かんがい施設の整備等を推進します。なお、中山間地域所得向上支援事業と関連して実施するものについては、優先枠（10,000百万円）を設定し、中山間地域の農業所得の向上に資するよう推進します。

- ・主な工種：区画整理、暗渠排水、農業用排水施設整備等

（国費率、補助率：2／3、1／2等）
事業実施主体：国、都道府県

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（公共）

- 「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進し、我が国農業の体質強化を図ることが重要。
- このため、平場・中山間地域などにおける排水改良等による水田の畑地化・汎用化、区画拡大や畑地かんがい施設の整備による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進。

1. 事業内容

○水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、水田の排水改良、畑地・樹園地の区画拡大・畑地かんがい施設の整備を推進

主な工種：

区画整理
暗渠排水
農業用排水施設整備 等

国費率、補助率：

2/3、1/2等

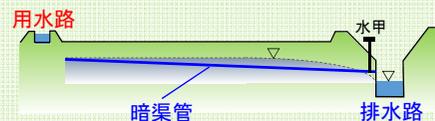
■ 水田の畑地化・汎用化

水田に野菜等を導入できるように排水改良を行い、かんがい設備を整備

【畑地化のイメージ】



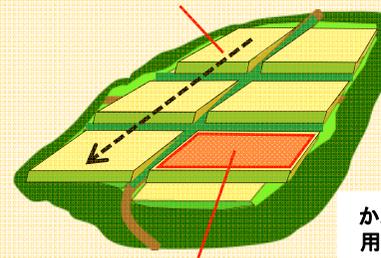
【汎用化のイメージ】



■ 畑地・樹園地の高機能化

傾斜小(3°)

○みかんのマルチドリップ灌漑



かんがい用ホース

点滴かんがいとマルチ栽培

50a程度以上で整備

○大区画化

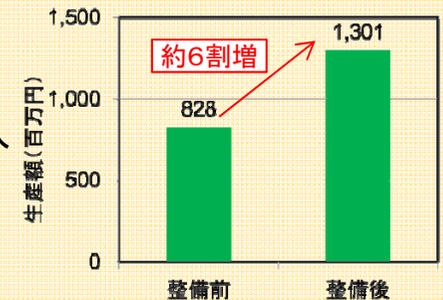


大型機械の導入

ハウス栽培

粗収益の増加

生産額(ぶどう・茶等)



(資料)事業計画書(駅館川地区)から試算

2. 実施要件

- ・作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となること
- ・作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ高収益作物に係る生産額がおおむね50%以上増加することが見込まれること。

3. 実施主体

- ・国
- ・都道府県